

## [声明] 2020 年度第 2 次補正予算案に抗議し、抜本的な組み替えを要求します

2020 年 6 月 1 日

日本私大教連中央執行委員会

1. 安倍内閣は、5 月 27 日に 2020 年度第 2 次補正予算案を閣議決定した。新型コロナウイルス感染症対策にかかわる国の予算が不十分だとする国民世論の高まりを受けて、医療提供体制の強化に約 3 兆円を計上したほか、第 1 次補正にはなかった事業者への家賃補助 2 兆 242 億円を盛り込んだ。しかし、多くの大学生・大学院生が署名運動に立ち上がり、私たち日本私大教連もその実現を強く求めてきた授業料の一律半額免除をはじめ学費負担を緊急に大幅軽減するための施策は、第 2 次補正予算案にまったく盛り込まれていない。とりわけ、国際的に見ても突出して重い学費負担を強いられている私立大学生は、コロナ禍による保護者の収入減や自身のアルバイト収入の急減により、学業の断念までも考えざるを得ない状況に追い込まれている。そうした大学生たちを無視するに等しい安倍内閣の姿勢に対し、私たちは強く抗議する。

2. 第 2 次補正予算案が「困窮学生等に対する支援」として計上した、各大学等が独自の授業料軽減措置を実施した際の予算額は、私立・国立を合わせてわずか 153 億円である。

2019 年度まで措置されていた私立大学授業料減免事業への特別補助は 177 億円であったが、これにも及ばない額である。この特別補助は、各私立大学が経済的修学困難な学生を対象として実施した授業料減免に対し補助するものであった。減免対象となる家計要件は、給与所得者 841 万円以下、給与所得者以外 355 万円以下、自然災害等による家計急変など緊急を要する場合は家計基準なしに、中間所得層を含む幅広い学生を対象としていた。

ところが政府は今年度予算において、この補助予算を大学等修学支援新制度に「一本化」するという不当な理由で突然廃止した。これにより、新制度の対象となる年収約 380 万円以下の世帯（住民税非課税世帯とそれに準じる世帯）以外の中間所得層の私立大学生は、政府の支援を一切受けられない状態に置かれている。このことが、コロナ禍による学生たちの経済的困難をいっそう深刻化させているのである。

さらには、第 2 次補正予算案において、私立大学に対しては所要経費の 3 分の 2 しか補助しない一方で、国立大学に対しては全額を支援するとしている。これは許されない不当な差別である。

3. 「大学・高専・専門学校の遠隔授業の加速」として、設備及び体制の整備、「高度な教育」が提供できる環境整備のための予算が 73 億円計上された。第 1 次補正予算の 27 億円と合わせてもわずか 100 億円である。国公私立合計で約 4200 校ある大学・高専・専門学校の総数で平均すれば、1 校あたり約 238 万円と極めて少ない。

感染拡大防止の観点から、ほとんどの私立大学が入構禁止措置をとり、遠隔授業に切り替えた。それに対応する体制を急速に整えるために、各私立大学の教職員は不眠不休で環境整備に当たっており、また学生の受講環境を整えるために 100 を超える私立大学が、全学生を対象とした一律

の緊急給付を実施している。

さらに、感染が急拡大した都市部を中心に遠隔授業が長期化する可能性は高く、学生の学びを保障するために、今後も環境整備に多額の経費が必要となる。私立大学への国の補助が長期にわたり実質削減されてきた状況において、自助努力だけでは早晚限界に達する私立大学が出現することは想像に難くない。大学の設置形態や規模・財政力に関わりなく、すべての学生が平等に高等教育を受けられるよう環境整備を行うことは、政府の責任である。

4. 新型コロナ感染予防・衛生確保のための予算として、第1次補正予算では国立大学法人等にトイレの洋式化・乾式化補助 46 億円が措置された。しかし私立大学の衛生環境整備には 1 円の予算措置もされず、第2次補正予算案でも一顧だにされていない。

キャンパスに戻ってくる学生、教職員にとって、私立大学は感染予防対策が講じられていなくとも構わないという理屈は通らない。大学数でいえば、私立大学は国立の4倍である。感染予防・衛生確保の観点から、少なくとも私立大学に 184 億円相当の施設設備予算を措置するよう強く求める。

5. 文科省は 5 月 19 日から「学生支援緊急給付金」の申請を開始させた。約 43 万人を対象に 10 万円（住民税非課税世帯の学生には 20 万円）を支給するとしている。しかし、その対象者を原則として「自宅外で生活」する「多額の仕送りを受けていない」学生に限定し、仕送り額が年額「150 万円以上（授業料を含む）」の学生を除外する厳しい「目安」を設けている。2018 年度の私立大学の学費（授業料・施設設備費・実験実習費等）は平均 120 万円にのぼるので、学費を除く仕送り額の上限「目安」は、年額約 30 万円ということになる。年額 30 万円では、家賃の支払いにも足りない。つまり学費と家賃の仕送りを受けている私立大学生には、支援を受ける資格がないことになる。学費の高い私立大学生にはきわめて不利な制度である。

第2次補正予算案は、こうした「学生支援緊急給付金」の問題性をまったく解決するものとはなっていない。

6. 最後に以下の点を強調したい。日本の大学生の約 75%は私立大学生である。学生が学費減免や返還を求めている署名運動は、5 月 7 日現在で 207 大学に及び、うち 196 大学が私立大学である。現在進行中の学生の生活困難・修学困難という事態は、私立大学生において特に深刻である。このような事態を招いた根本的な原因は、これまでの私立大学を軽視してきた政策にある。私立国立間の差別のない予算措置を講じない限り私立大学生の修学と教育を確保することは不可能であるといえる。

そうであるにもかかわらず、第2次補正予算案においても、これまで指摘したように私立国立間の差別を解消する姿勢はまったく見られない。

私たちは政府に対し、国公私立を問わずすべての大学生・大学院生・留学生に対して、コロナ禍を理由に学業を断念することなく、また学びと研究の質を保障する学生・大学支援策となるよう、第2次補正予算案の抜本的な組み替えを強く要求する。